

キッチンカー導入業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要綱

(令和8年8月12日 訓令第 号)

(趣旨)

第1条 本要綱は、キッチンカー導入業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「プロポーザル」とは、檜葉町（以下「町」という。）が実施するキッチンカー導入業務委託に係る実施体制、実施方針及びその他の業務に関する事項について、参加希望者（以下「提案者」という。）から提案を受け、その内容を審査・評価のうえ、当該業務に最も適した者を選定する手法をいう。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

(2) 法令の規定により営業に関し許可、認可又は登録等を受けることを要する場合にあっては、これを受けている者であること。

(3) 請負契約に関して不正行為を行い、又は正当な理由なく不完全な履行若しくは不履行を行ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた場合には、当該通知の日から2年以上を経過している者であること。

(4) 檜葉町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者又は登録を予定している者であり、かつ「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年訓令第1号）」に基づき入札参加が制限されていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、業務の性質上、専門的又は高度な技術を有する者から幅広く提案を求める必要があると認める場合には、町長が別に定める条件により、前項第4号に該当しない者であってもプロポーザルに参加させることができる。

3 前項の規定により町の工事等請負有資格業者名簿に登録されていない者を参加させる場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行い、その参加の可否を判断するものとする。

(1) 法人又は個人の公的証明書（登記事項証明書等）

(2) 納税証明書

(3) 暴力団等排除に関する誓約書

(4) その他町長が必要と認める書類

(提案の方法等)

第4条 提案者は、町長が別に定める「実施要領」に基づき、企画提案書その他必要書類を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項に基づき提出された書類により、提案を行うものとする。

3 提出された書類は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 提案の内容を審査し、受託候補者を厳正かつ公平に選定するため、キッチンカー導入業務委託に係る事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第6条 委員会は、別表に掲げる職で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、第9条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長1人を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

(結果の報告)

第9条 委員会は、提案内容の評価結果に基づき、最も適当と認められる者を選定し、その結果を町長に報告するものとする。

(受託事業者の決定)

第10条 町長は、前条の報告に基づき受託事業者を決定する。この場合、決定の内容を受託事業者に書面で通知するものとする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、産業創生課が行う。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月12日から施行する。

別表（第6条関係）

職名	備考
総務課長	委員長
政策企画課長	委員
くらし安全対策課長	委員
農林水産課長	委員
産業創生課長	委員